

# 2023年度 第一回保護者会報告書

## << 目次 >>

1. 2022年度活動報告
2. 2022年度会計報告
3. 2023年度新役員紹介
4. 2023年度活動計画・会費
5. 平沼保育園保護者会規約

原本は、園児用下足入れの上部にあります。氏名・承認欄等ご確認いただけます。

## 2022年度 平沼保育園保護者会 活動報告

1. 2022年度 平沼保育園保護者会の活動は以下を予定しています。

- 役員会  
新型コロナ感染防止により開催なし
  
- 総会  
新型コロナ感染防止により開催なし  
2022年6月15日メールにて第1回保護者会報告資料を配布  
2022年度の活動報告および2022年度の活動計画を周知
  
- お楽しみ会(園児向け)  
2022年7月13日 リトミック、音リズム遊び  
2023年2月1日 美術系ワークショップ(皆で太陽を描こう!)
  
- 運動会 保護者会競技・プレゼント  
10月8日(土)開催 保護者会競技中止
  
- クリスマス会プレゼント  
12月
  
- 進級・卒園プレゼント  
3月
  
- 保護者会ポスト管理運営  
通年
  
- 保護者会会費管理  
通年

2. 2022年度 平沼保育園保護者会会費

- 園児一人につき 2500円(年間)

以上、報告致します。

2022年度 平沼保育園保護者会会長 (氏名は原本参照)

保護者各位

平沼保育園 保護者会

## 2022 年度 保護者会費 決算報告

### 1. 収入の部

前年度繰越金 ¥4,149

保護者会費 ¥165,000

計¥169,149

### 2. 支出の部

お楽しみ会(年2回) ¥6,243

運動会プレゼント ¥28,350

クリスマス会プレゼント ¥35,410

卒園・進級プレゼント ¥69,778

プレゼント袋 ¥1,485

領収書ノート ¥110

コピー代 ¥0

寄付金¥20,000

計¥161,376

来年度繰越金 ¥7,773

### 3. 残高の部

2022 年度会計報告は上記の通りになりましたので、保護者の皆様にご報告させていただきます。

残高は来年度に繰り越しいたします。

2023 年 3 月 30 日

保護者会会長 (氏名は原本参照)

会計 (氏名は原本参照)

会計監査 (氏名は原本参照)

園長 山口博子

## 2023年度 平沼保育園保護者会 活動計画・会費

1. 2023年度 平沼保育園保護者会の活動は以下を予定しています。

- 役員会  
2023年未定
  
- 総会  
書面総会／表決
  
- 保護者会主催 お楽しみ会  
第1回 6/28(水)予定、第2回 未定
  
- 運動会 保護者会競技・プレゼント  
10月14日(土)開催  
7月以降詳細決定
  
- クリスマス会プレゼント  
12月21日(木)開催予定  
10月頃詳細決定
  
- 進級・卒園プレゼント  
1月頃詳細決定
  
- 保護者会ポスト管理運営  
通年
  
- 保護者会会費管理  
通年

2. 2023年度 平沼保育園保護者会会費は以下を予定しています。

- 園児一人につき 2500円(年間)

以上

2023年度 平沼保育園保護者会会長  
(氏名は原本参照)

※2023年度役員を紹介・掲載は控えさせていただきます。  
園内別掲(下足箱上)をご覧の上、表決をお願いいたします。

# 平沼保育園保護者会規約

## 第1条 名称

1. 本会は、保護者会(以下「本会」という)と称する。

## 第2条 事務局

1. 本会の事務局は、平沼保育園 内に置く。

## 第3条 目的

1. 子ども達が、楽しく園内生活を送るためのお手伝いをする会。  
(保護者同士、保護者と職員の交流の場、情報交換の場、行事の協働の場)

## 第4条 構成

1. 本会は、保護者により構成する。  
但し、職員も本会の構成メンバーとして参加できるものとする。

## 第5条 役員

1. 本会には、役員と補欠を置く。
2. 役員と補欠は、各クラスの保護者から選任する。  
※きょうだい児が居る場合は、年長児クラスの役員を優先する
3. 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
4. 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
5. 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。後任は同クラスの補欠が引き継ぐ。
6. 役員が保護者でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。
7. 役員は、役員で構成する会議を月に1回程度実施する。

## 第6条 役職者

1. 役員には、次の役職者を置く。
  - 会長 1名(保護者より)
  - 副会長 1名(保護者より)
  - 書記 2名(保護者より)
  - 会計 1名(保護者より)
  - 会計監査 1名(保護者より)
  - お楽しみ会 1名(保護者より)
  - プレゼント 2名(保護者より)
  - ポスト 1名(保護者より)
  - 総務 1名(保護者より)

2. 役職者は、役員相互選によって選任する。

#### 第7条 役職者の職務

1. 会長は、本会を統括し、本会の目的遂行に努力する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
3. 書記は、本会の会議及び事業執行状況を記録する。
4. 会計は、本会の収入・支出に関する一切の事務を行う。
5. 会計監査は、会計のすべての執行状況について監査を行う。

#### 第8条 会議

1. 本会の会議は、総保護者で組織する。
2. 会議は、通常総会及び臨時総会とする。
3. 会長は、通常総会を、毎年1回以上定期的に招集しなければならない。
4. 会長は、必要と認める場合には、役員過半数の同意を得て、いつでも臨時総会を招集することができる。
5. 会議の議長は、会長が務める。
6. 会議の議事は、出席保護者の議決権過半数で決する。書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席保護者とみなす。

#### 第9条 事業

1. 本会は、第3条の目的を達成するため、次の取り組みを行うこととする。
  - ① 保育園の年間行事への協力
  - ② 情報の提供
  - ③ その他

#### 第10条 会費

1. 本会は、会の運営と事業を実施するために会費を徴収することができる。
  - ① 会費は児童一人一人ごとに徴収をする。
  - ② 会費の収支については監査を行い、総会において報告する。
  - ③ 会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとし、卒園児に対する会計報告は仮報告とする。
  - ④ プレゼントの回数は保護者会役員会で定めることとする。

#### 第11条 規約の制定、変更、廃止

1. 本会の規約は、出席保護者の議決権の3分の2以上の賛成により制定、変更、廃止することができる。

2. 年度途中で規約を変更する場合には、臨時総会を招集し議決権の過半数の賛成を得ることとする。書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席保護者とみなす。

#### 付 記

1. 本規約は、2008年12月1日より施行する  
但し、保護者会は2007年8月1日より発足し、活動しています。
- 

#### 改 正

1. 2009年6月13日改正
2. 2016年4月1日改正(役職者書記1名増員による改正)
3. 2017年4月1日改正(補欠役員選出による改正)
4. 2019年4月1日改正(プレゼント回数の変更による改正)
5. 2023年4月1日改正(第5条 2 きょうだい児が居る場合の選出基準の改正)